

第5 視点場、近景デザイン保全区域等及び基準（案）

【境内の眺め】

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

賀茂別雷神社（上賀茂神社）

境内の眺めの基準 **既存**



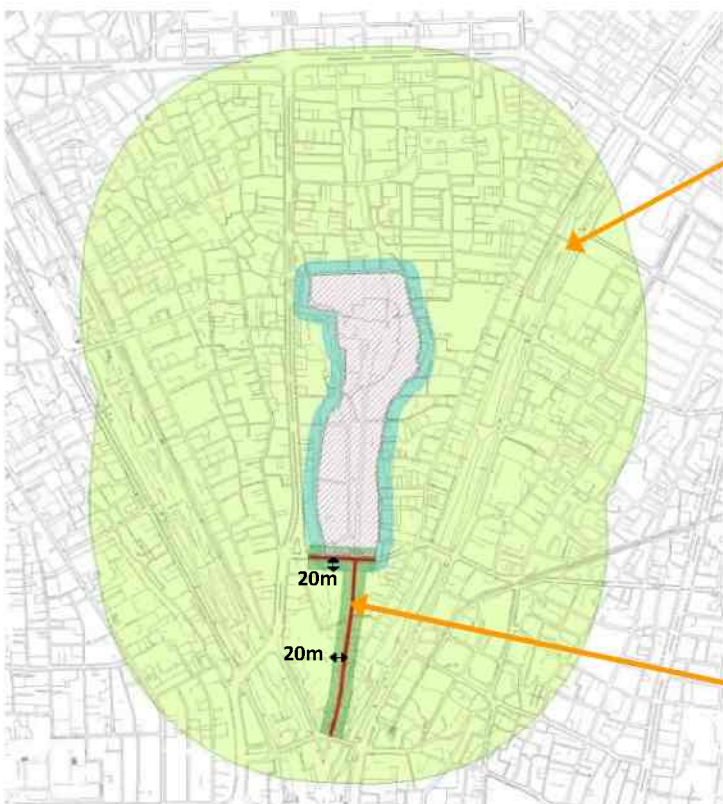
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、賀茂別雷神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） **新規**

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、御蔭橋や賀茂別雷神社に面する通り（地方道61号線及び府道103号線）の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

賀茂御祖神社（下鴨神社）

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、賀茂御祖神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） **新規**

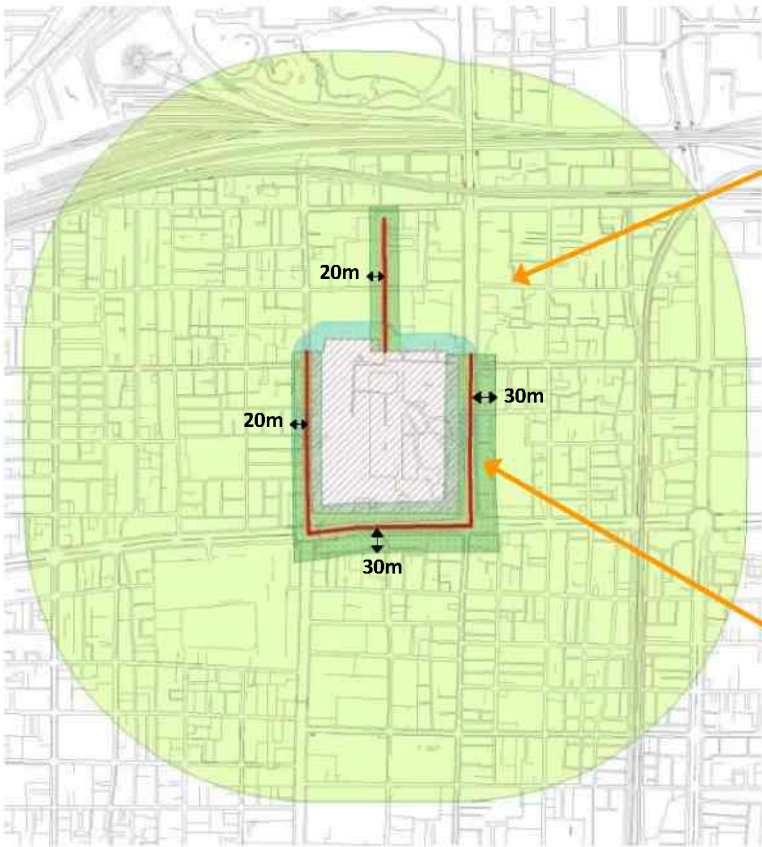
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道や賀茂御祖神社に面する御蔭通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

教王護国寺 (東寺)

境内の眺めの基準 **既存**



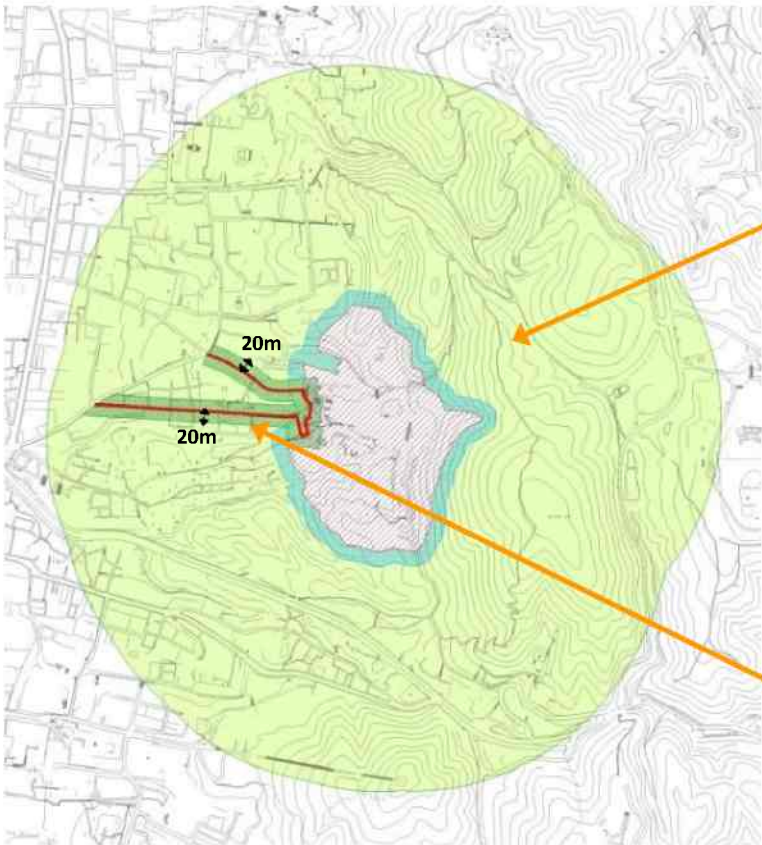
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、北門参道や教王護国寺に面する大宮通・九条通・壬生通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板その他金属板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものであること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

清水寺

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、清水寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

(※上記の他、清水寺「奥の院」からの市街地について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。)

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

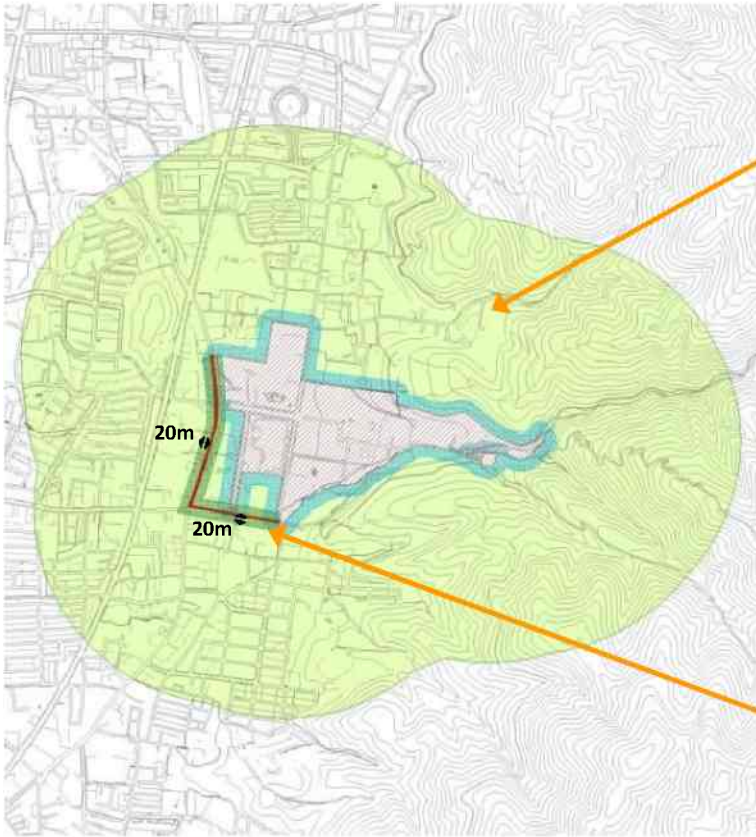
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道(清水坂及び清水新道(茶碗坂))の歴史的な町並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部は、歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

醍醐寺

境内の眺めの基準 **既存**



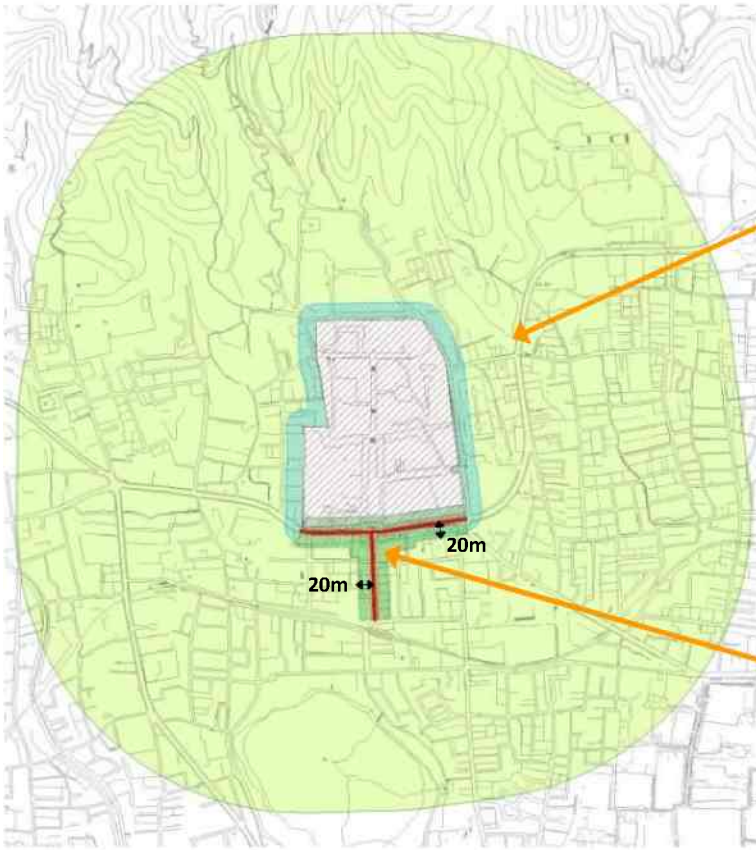
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、醍醐寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、醍醐寺門前や総門と南門に至る通り(旧奈良街道及び府道782号線)の歴史的な町並み及び塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

仁和寺

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、仁和寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

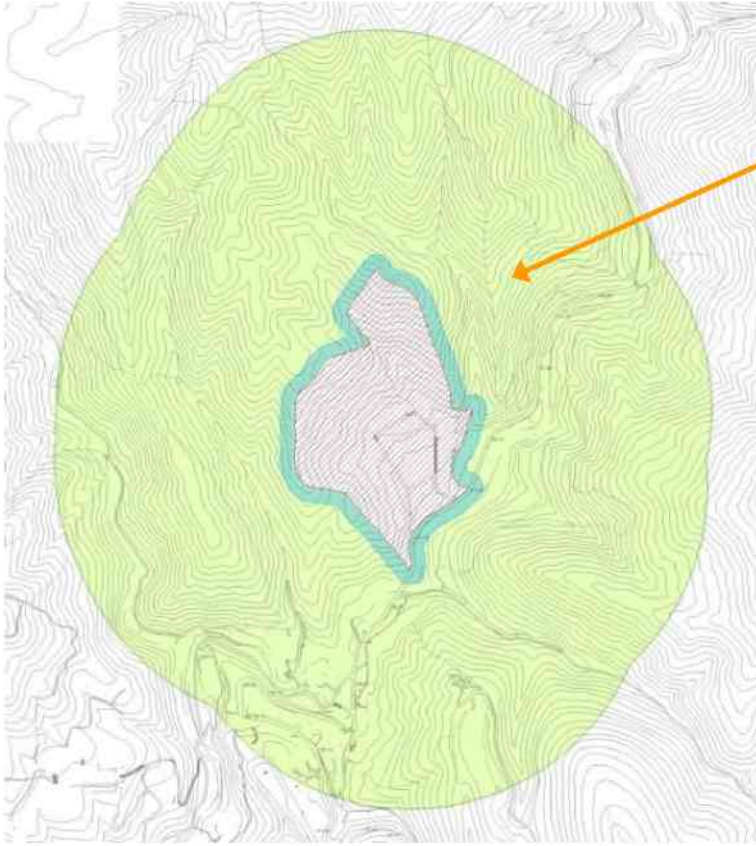
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、衣掛けの道や門前の町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、門前の町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、門前の町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
 視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
 視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

高山寺

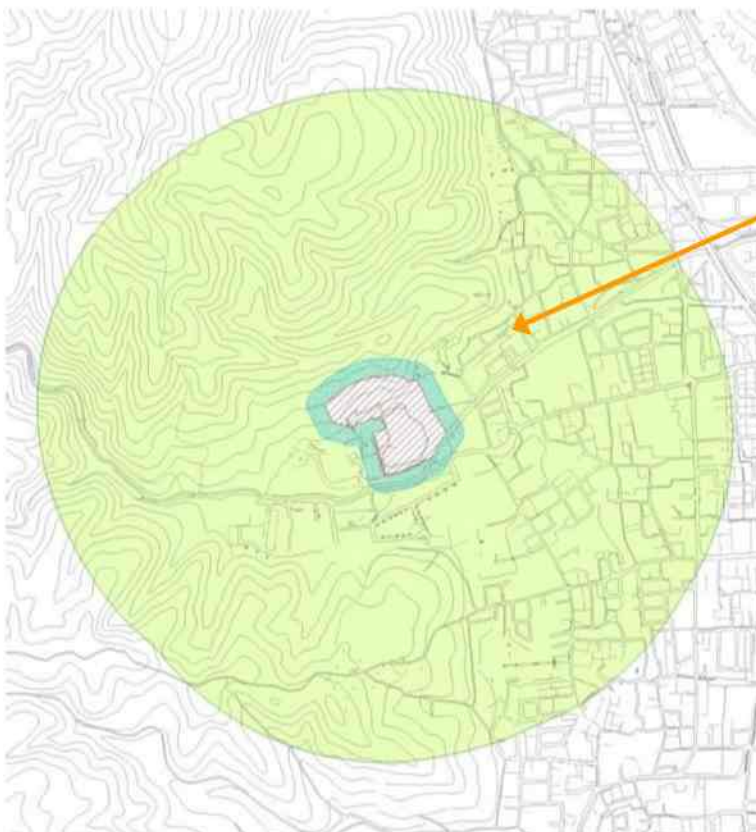
境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、高山寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

西芳寺

境内の眺めの基準 **既存**



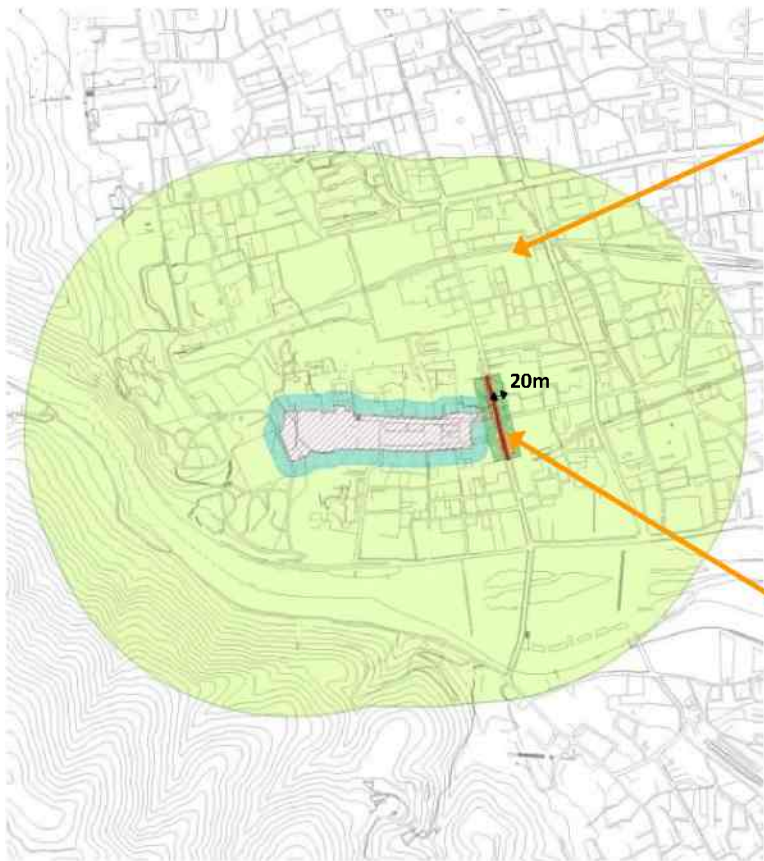
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、西芳寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

天龍寺

境内の眺めの基準 **既存**



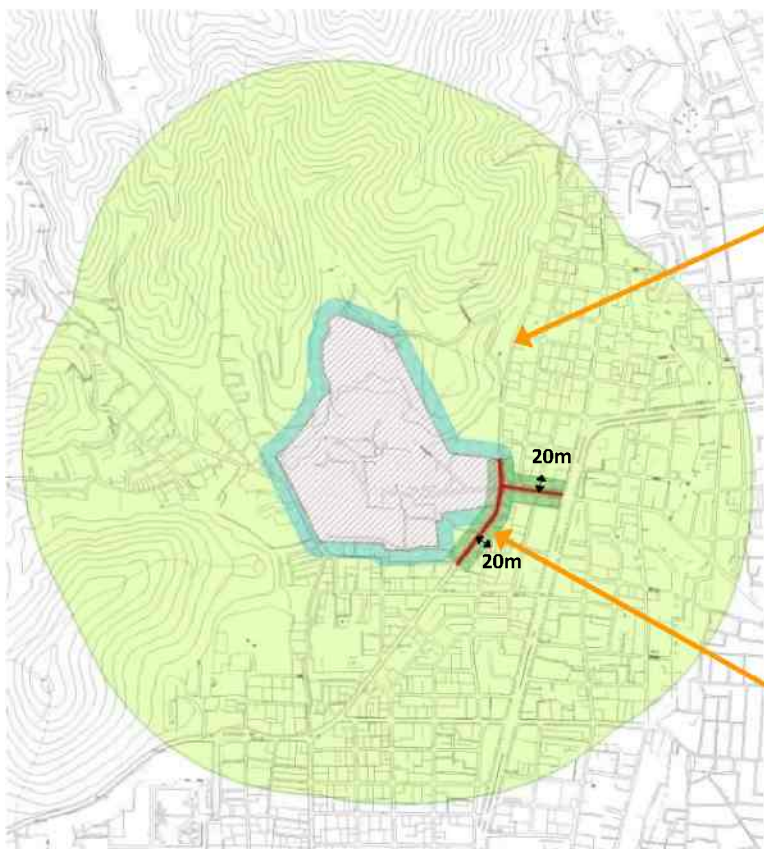
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、天龍寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、門前の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、歴史的町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

鹿苑寺 (金閣寺)

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、鹿苑寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとすること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

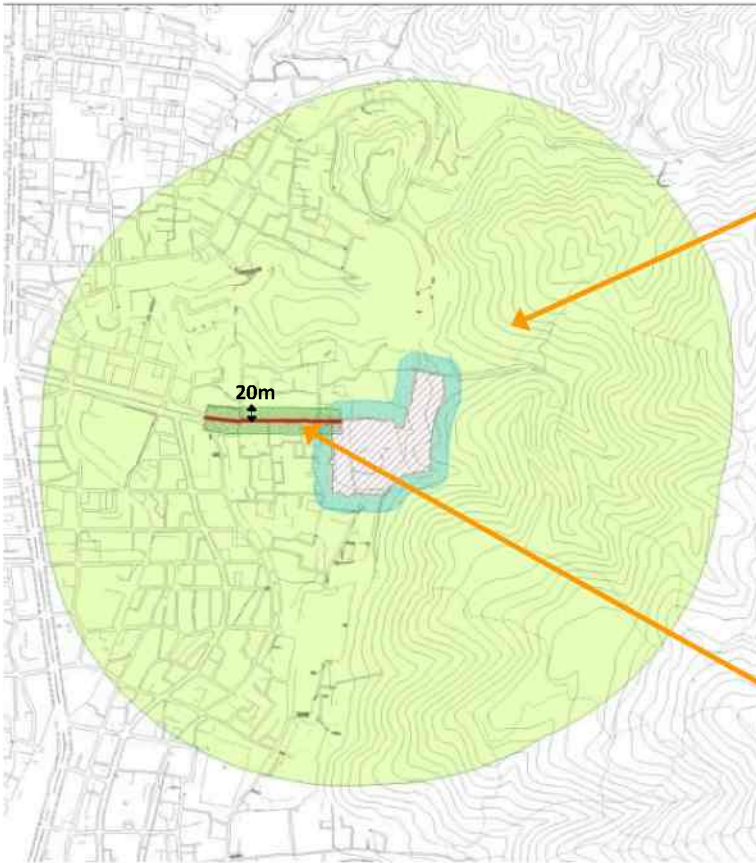
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、衣掛けの道及び参道(鞍馬口通)の歴史的な町並み及び連続する石垣・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、門前の町並みや連続する樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、門前の町並みや連続する樹木等との調和に配慮したものとすること。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
 視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
 視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

慈照寺（銀閣寺）

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、慈照寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

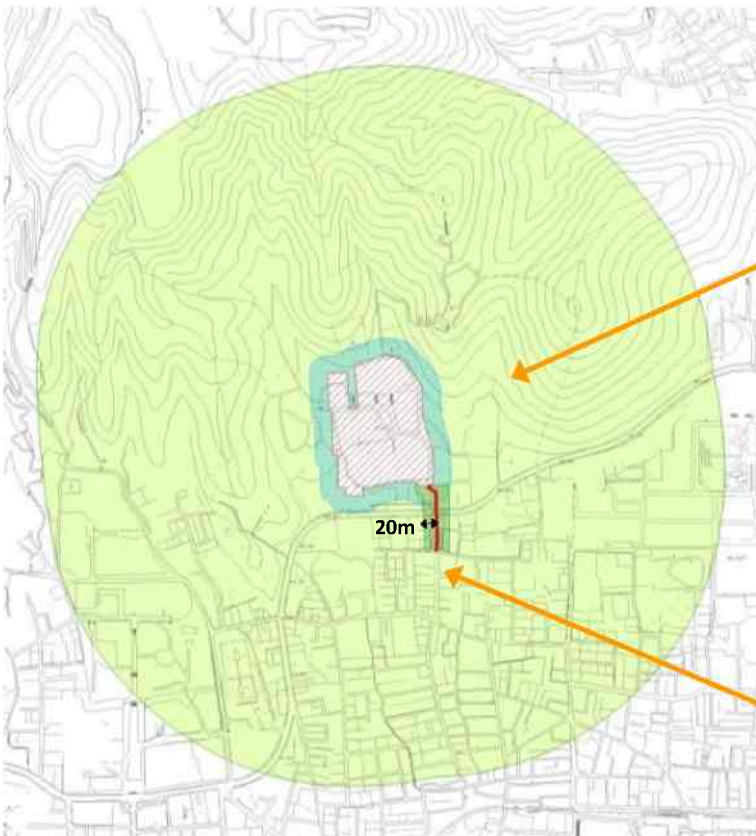
（※上記の他、慈照寺「展望所」からの市街地について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。）

参道等の眺めの基準（案） **新規**

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並みによって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、歴史的な町並みと調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

龍安寺

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、龍安寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） **新規**

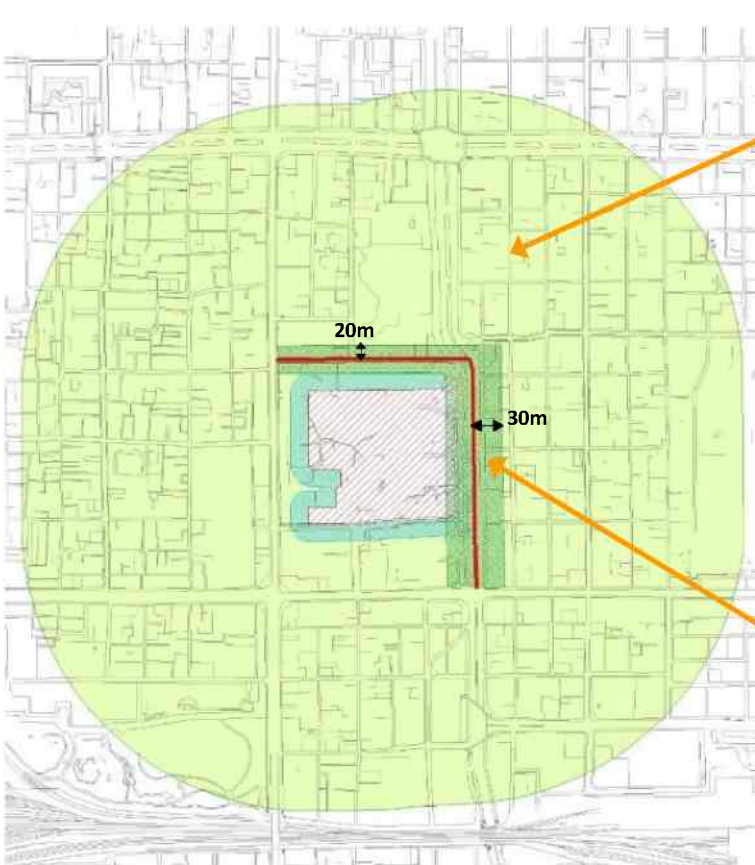
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並み及び連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

本願寺 (西本願寺)

境内の眺めの基準 **既存**



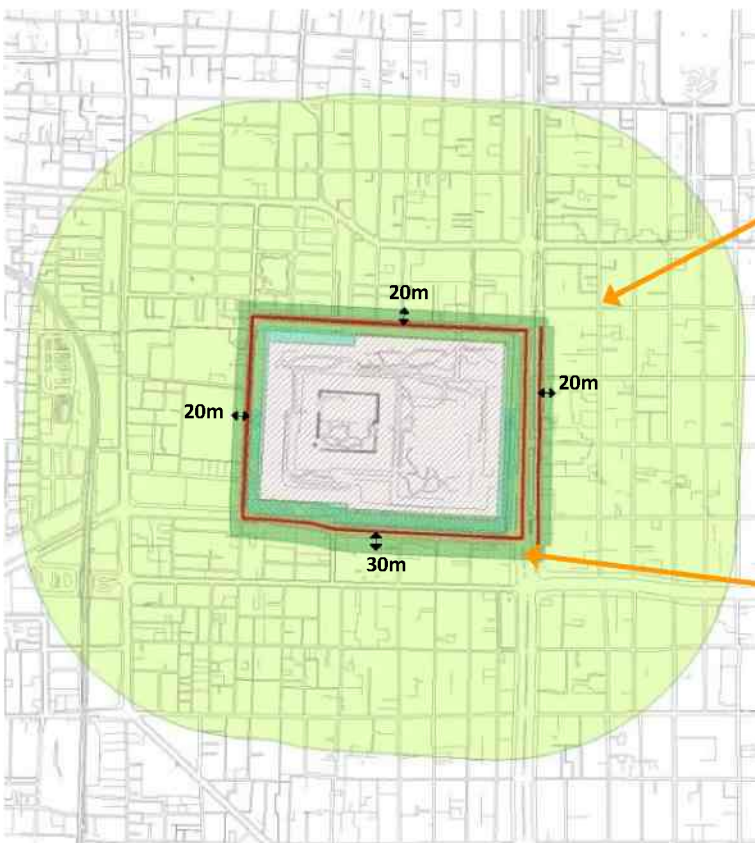
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、本願寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、本願寺に面する堀川通・花屋町通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

二条城

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、二条城の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、城郭内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、城郭内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な城郭内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

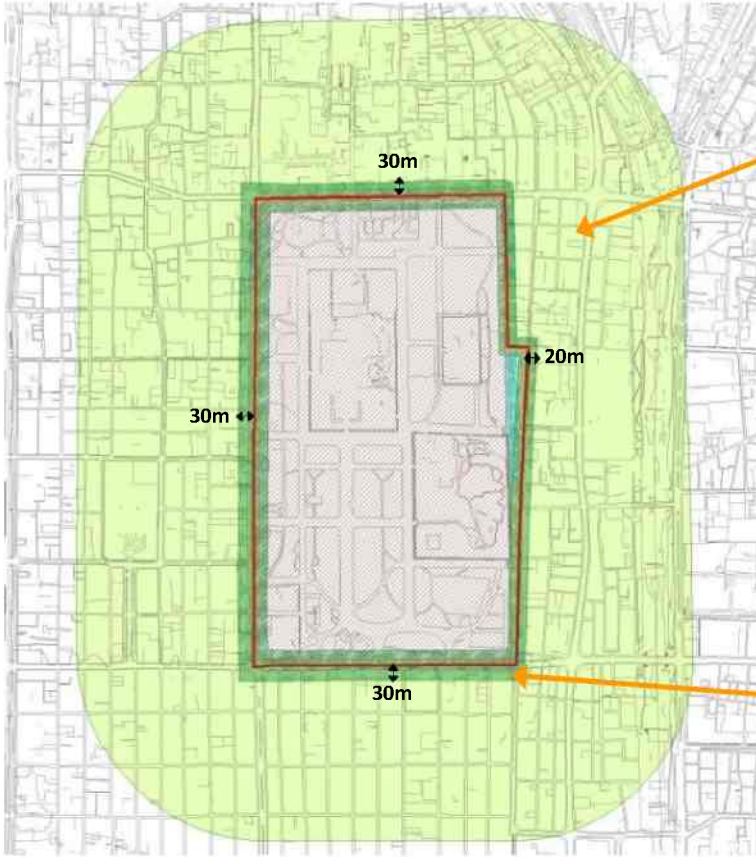
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、二条城に面する堀川通・東堀川通・竹屋町通・美福通・御池通の連続する石垣・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、連続する石垣や樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する石垣や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
 視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
 視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

京都御苑

境内の眺めの基準 **既存**



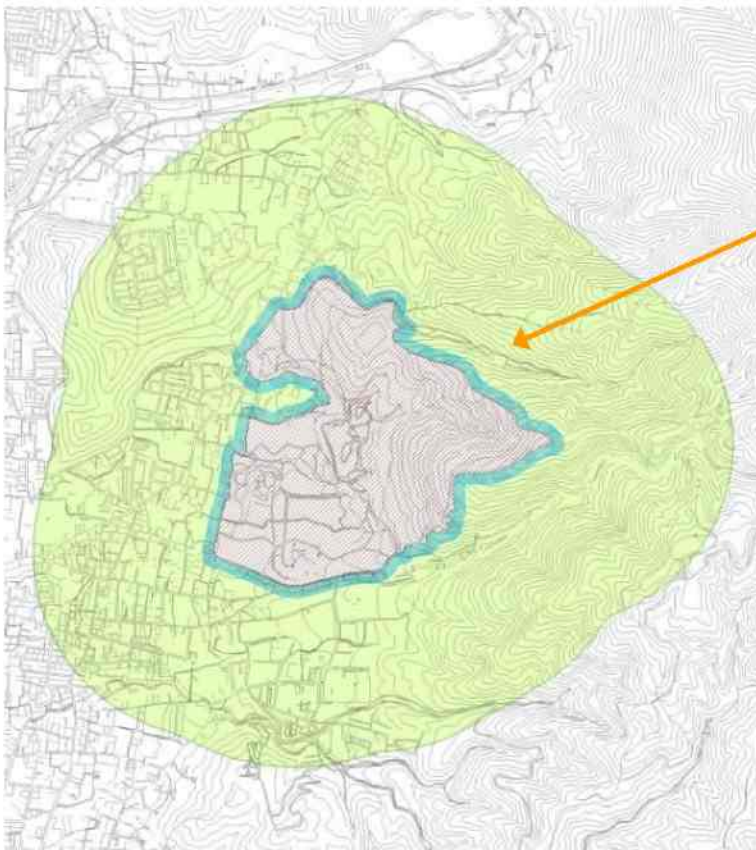
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、京都御苑の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、御苑内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、御苑内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な御苑内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準 (案) **新規**

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、京都御苑に面する今出川通・烏丸通・丸太町通・寺町通の連続する樹木・石垣等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、連続する樹木・石垣等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、連続する樹木・石垣等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

修学院離宮

境内の眺めの基準 **既存**



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、修学院離宮の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、離宮内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、御苑内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 良好な離宮内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

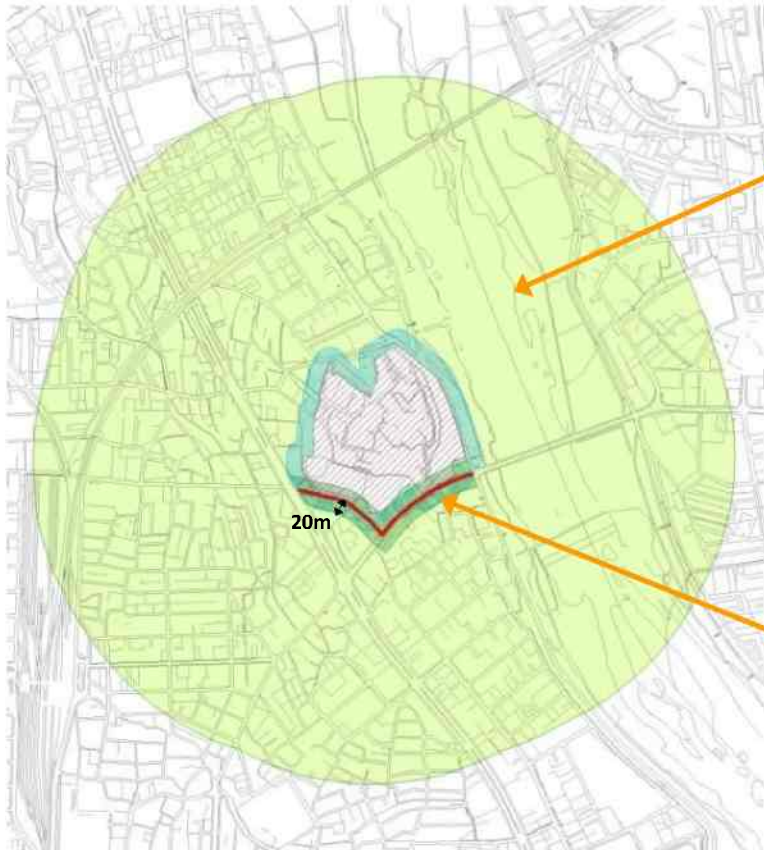
(※上記の他、「隣雲亭」からの岩倉方面について、近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域が指定されている。)

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

桂離宮

境内の眺めの基準 既存



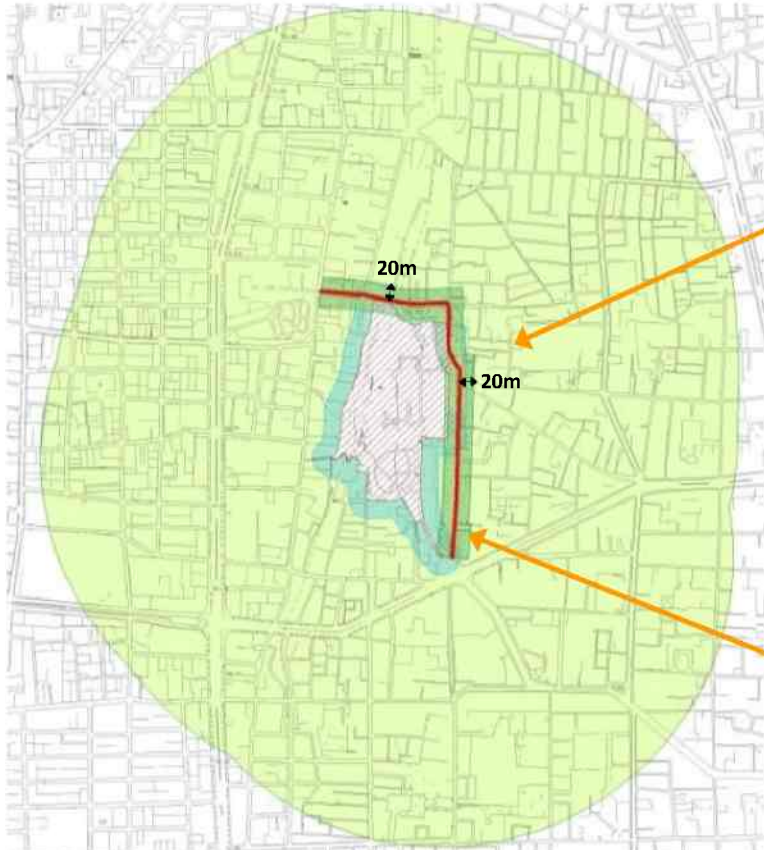
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、桂離宮の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、離宮内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な離宮内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は、桂離宮に面する山陰街道・豆田街道の歴史的な町並み及び連続する樹木・塀等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

北野天満宮

境内の眺めの基準 (案) 新規



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、北野天満宮境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準 (案) 新規

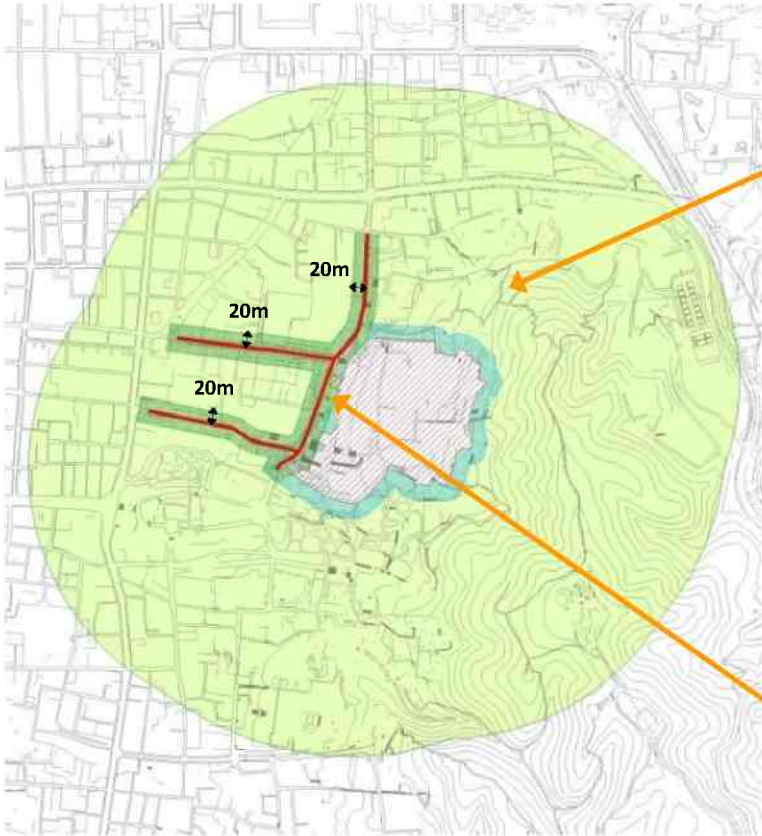
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、北野天満宮に面する御前通・翔鸞緯5号線の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

知恩院

境内の眺めの基準 (案) 新規



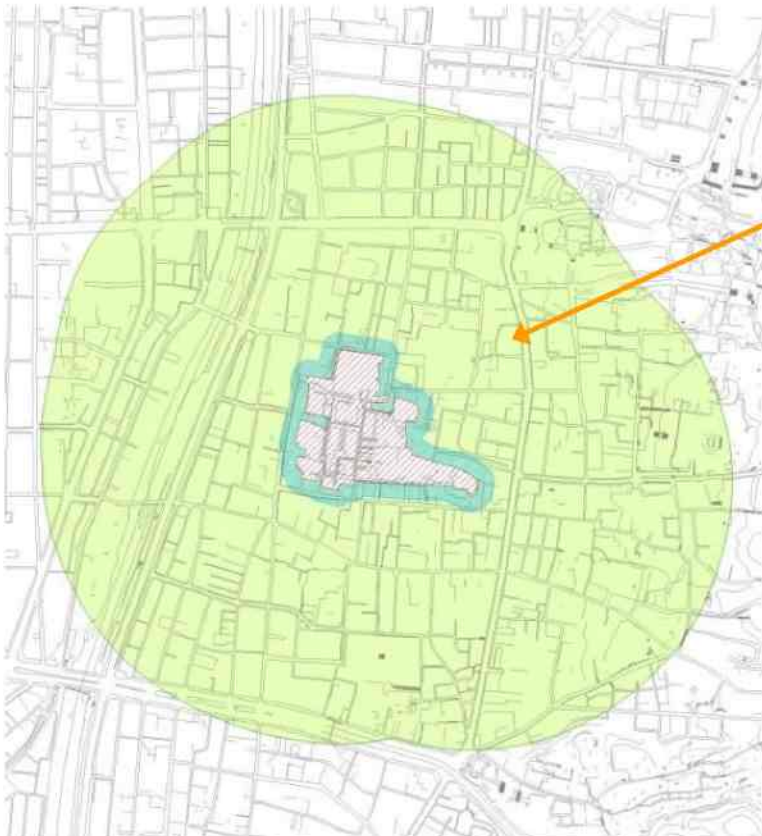
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、知恩院境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。
その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、知恩院参道や神宮道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

建仁寺

境内の眺めの基準 (案) 新規



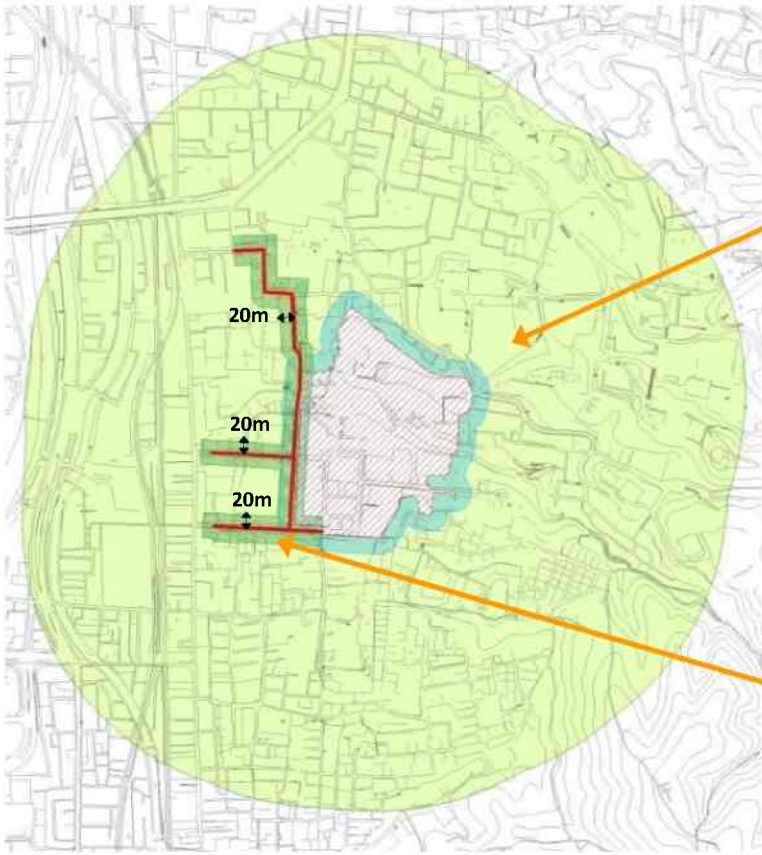
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、建仁寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勾配屋根とすること。 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

東福寺

境内の眺めの基準（案） 新規



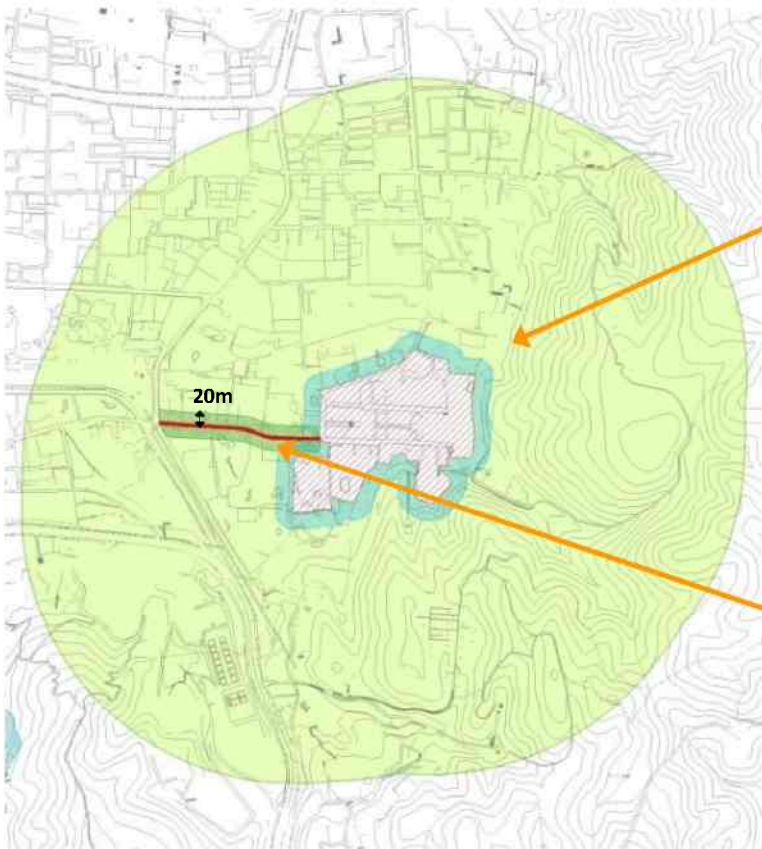
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、東福寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1	建築物等は参道や東福寺に面する通りの歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

南禅寺

境内の眺めの基準（案） 新規



近景デザイン保全区域	1	建築物等は、南禅寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等及び周辺の山並みの良好な眺めを阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物、樹木等及び周辺の自然景観との調和に配慮したものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） 新規

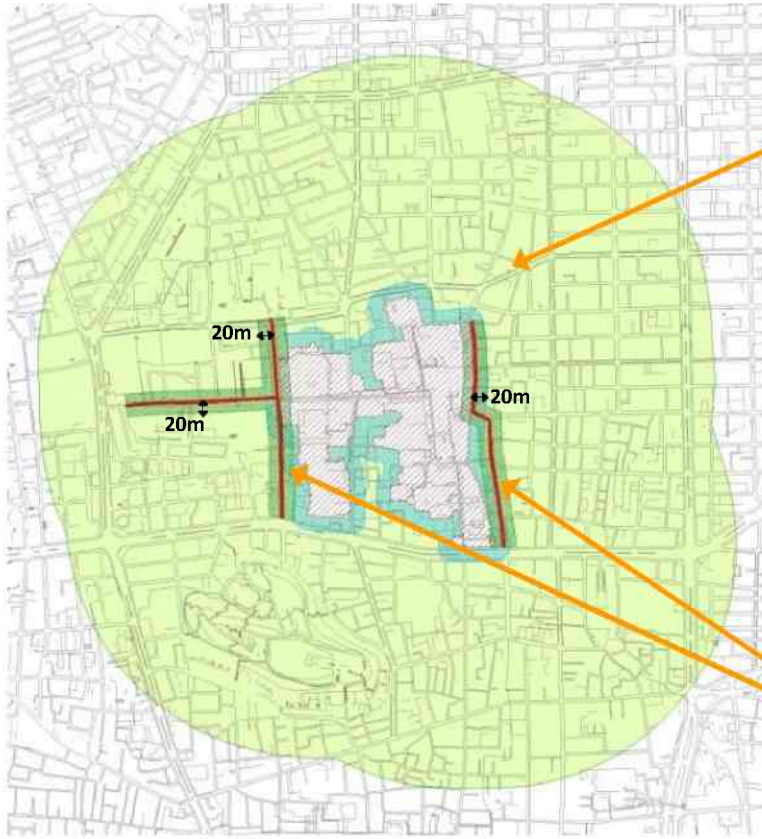
近景デザイン保全区域	1	建築物等は、参道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2	建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域（境内）
視点場（境内）	近景デザイン保全区域（参道等）
視点場（参道等）	視点場（境内）から30mの範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

大徳寺

境内の眺めの基準（案） 新規



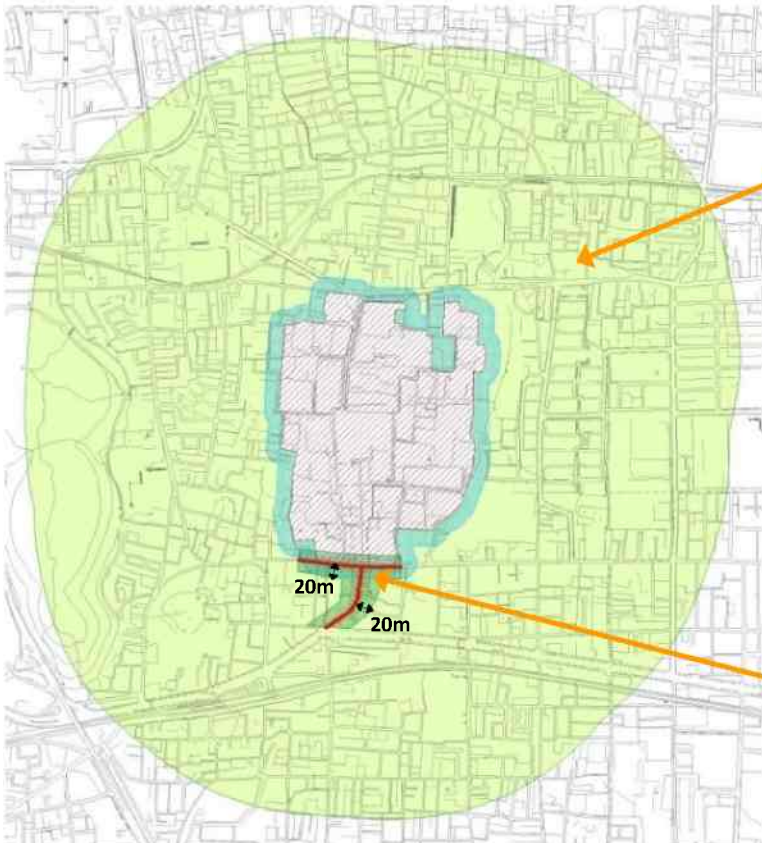
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、大徳寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、大徳寺に面する大徳寺道・今宮神社参道等の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

妙心寺

境内の眺めの基準（案） 新規



近景デザイン保全区域	1 建築物等は、妙心寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

参道等の眺めの基準（案） 新規

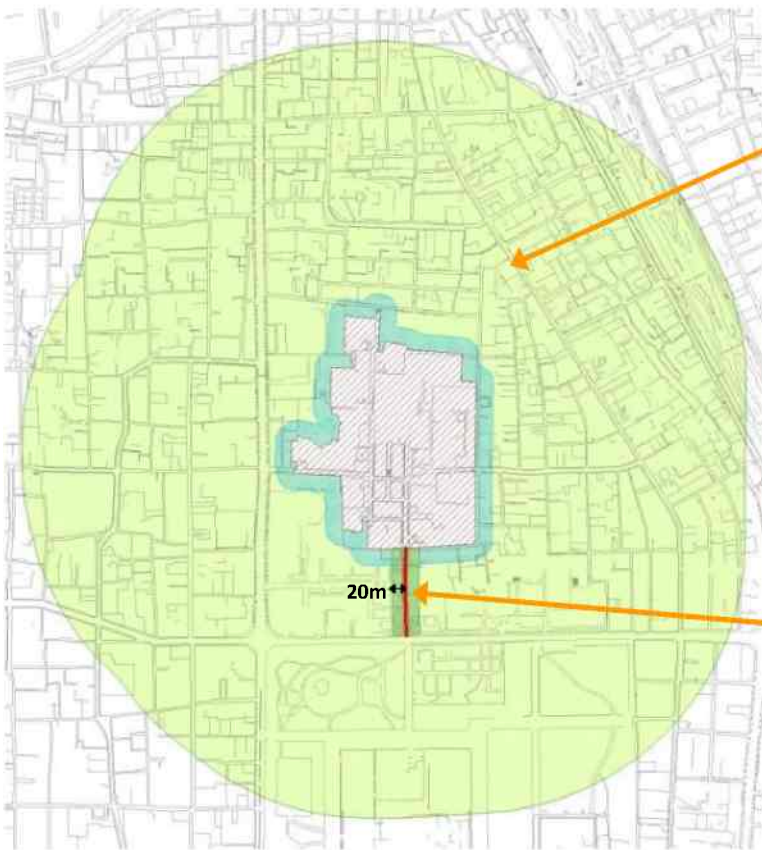
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道や妙心寺に面する妙心寺道の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根 <ul style="list-style-type: none"> 特定勾配屋根とすること。 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 塔屋を設けないこと。 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。 	

凡例	近景デザイン保全区域 (境内)
視点場 (境内)	近景デザイン保全区域 (参道等)
視点場 (参道等)	視点場 (境内) から 30 m の範囲

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

相国寺

境内の眺めの基準 (案) 新規



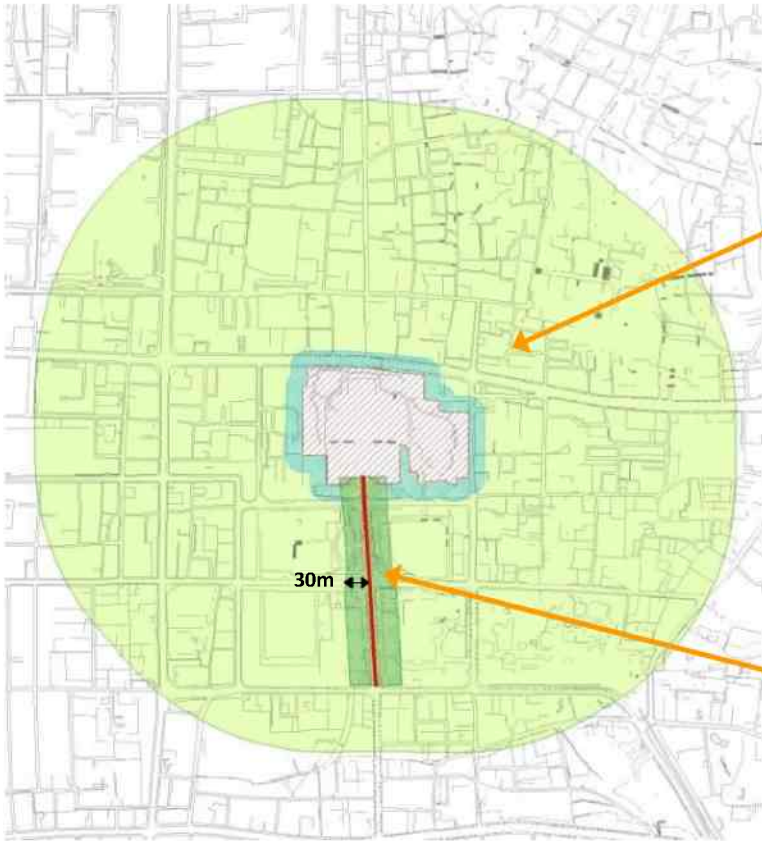
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、相国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠
	その他

参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道の連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠
	その他

平安神宮

境内の眺めの基準 (案) 新規



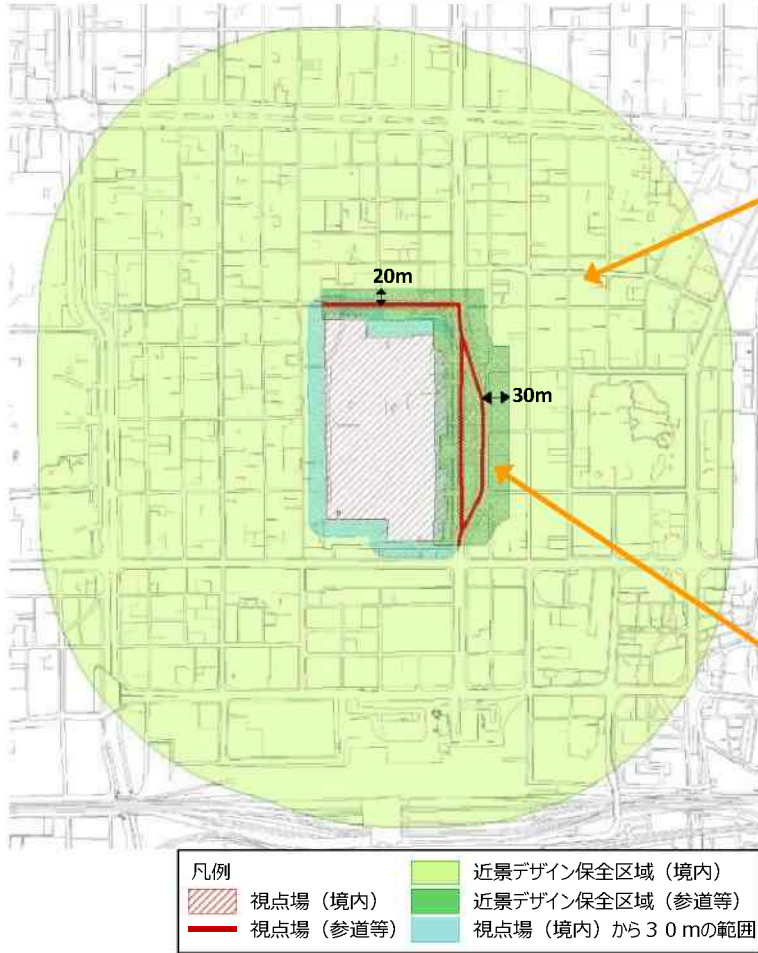
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、平安神宮境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠
	その他

参道等の眺めの基準 (案) 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、参道の連続する樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠
	その他

視点場から視認される建築物等は、以下の各表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

真宗本廟（東本願寺）



境内の眺めの基準（案） 新規

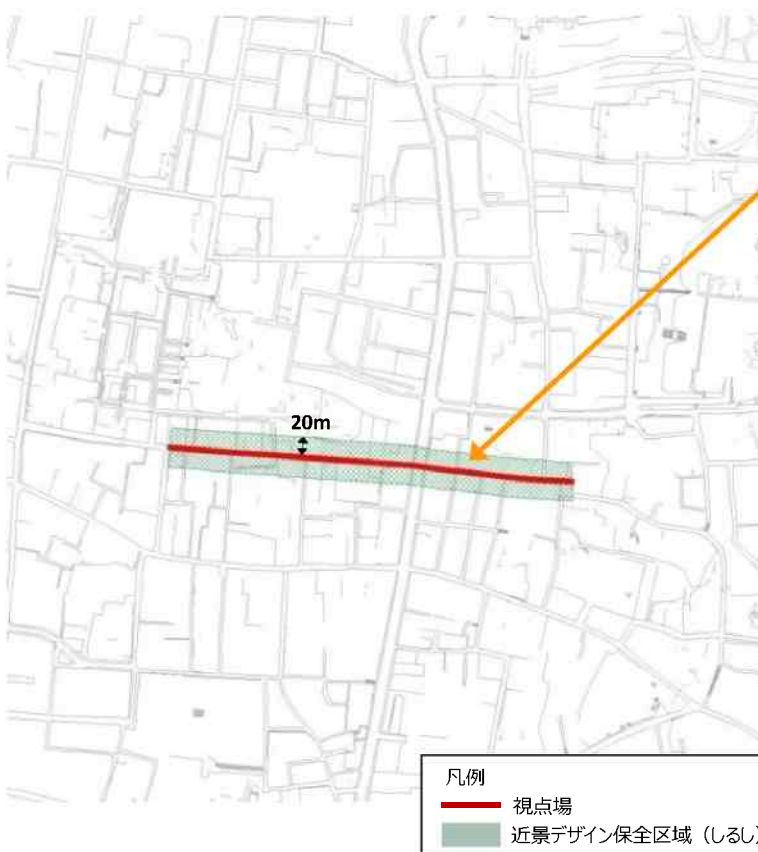
近景デザイン保全区域	1 建築物等は、真宗本廟境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

参道等の眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、真宗本廟に面する烏丸通・花屋町通の歴史的な町並み及び連続する塀・樹木等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ・ 日本瓦又は銅板その他の金属板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等と調和し、優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みや連続する塀・樹木等との調和に配慮したものとすること。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

【「しるし」への眺め】（※新規追加のみ掲載）

八坂通からの八坂の塔（法観寺）



「しるし」への眺めの基準（案） 新規

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、八坂通から眺める八坂の塔（法観寺）及び東山の山並みと八坂通沿道の伝統的な町並み等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
	形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定勾配屋根とすること。 ・ 形状は、切妻平入りとすること。 ・ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 ・ 塔屋を設けないこと。 ・ 建築物等の各部分は、「八坂の塔」及び八坂通の歴史的な町並みの良好な眺めを阻害しないとともに、八坂通の優れた通り景観を形成するものとする。
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、八坂通の歴史的建造物との調和に配慮したものとすること。
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「八坂の塔」への眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

第6 参考資料（京都市歴史的景観保全に関する検討会概要）

1 平成 26 年度委員名簿と結果

（1） 検討会委員

氏名	現役職名	備考
いたや なおこ 板谷 直子	立命館大学准教授	
おおば てつはる 大庭 哲治	京都大学大学院助教	
こうら ひさこ 小浦 久子	大阪大学大学院准教授	
しみず しげあつ 清水 重敦	京都工芸繊維大学准教授	
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院准教授	
まつやま だいこう 松山 大耕	妙心寺塔頭退蔵院副住職 京都観光おもてなし大使	
むねた よしふみ 宗田 好史	京都府立大学教授	副座長
もんない てるゆき 門内 輝行	京都大学大学院教授	座長

（2） 内容

開催時期	検討内容
第1回 H26.8.22	● 調査対象や調査方法について
第2回 H26.10.2	● 「世界遺産とその周辺」での課題や対応策（現地視察：二条城とその周辺）
第3回 H26.10.28	● 「山麓部にある歴史的資産とその周辺」での課題や対応策等 ● 景観重要建造物等への指定に関する課題や対応策について（現地視察：南禅寺周辺）
第4回 H26.12.2	● 「市街地に囲まれた歴史的資産とその周辺」での課題や対応策等 ● 景観重要建造物等への指定に関する課題や対応策について（現地視察：西本願寺門前とその周辺）
第5回 H27.1.28	● 「歴史的資産とその周辺」での課題や対応策，検討の際の視点等 ● 景観重要建造物等への指定対象の景観的評価方法等について
第6回 H27.3.4	● 歴史的景観の保全に関する課題と各課題への対応策等 ● 継続的な景観の点検手法について

2 平成 27 年度委員名簿と結果

(1) 検討会委員

氏名	現役職名	備考
いたや なおこ 板谷 直子	立命館大学准教授	
おおば てつはる 大庭 哲治	京都大学大学院助教	
こうら ひさこ 小浦 久子	大阪大学大学院准教授	
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院准教授	
まつやま だいこう 松山 大耕	妙心寺塔頭退蔵院副住職 京都観光おもてなし大使	
むねた よしふみ 宗田 好史	京都府立大学教授	副座長
もんない てるゆき 門内 輝行	京都大学大学院教授	座長

(2) 内容

開催時期	検討内容
第 1 回 H27.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的方策の検討の方向性について ● モデル地区での検証について ● その他
第 2 回 H28.2.9	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的方策（案）について ● モデル地区での検証について
第 3 回 H28.3.7	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的方策（案）について ● モデル地区での検証について
第 4 回 H28.3.30	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的景観の保全に関する取組方針（案）について

3 平成 28 年度委員名簿と開催結果

(1) 検討会委員

氏名	現役職名	備考
いたや なおこ 板谷 直子	立命館大学衣笠総合研究機構客員准教授	
いのうえ かずこ 井上 和子	市民公募委員	
おおば てつはる 大庭 哲治	京都大学大学院助教	
こうら ひさこ 小浦 久子	神戸芸術工科大学院教授	
しみず しげあつ 清水 重敦	京都工芸繊維大学教授	
つだ じゅんいち 津田 純一	京都商工会議所 地域開発・都市整備委員会 副委員長	
ながさわ こうじょう 長澤 香静	京都仏教会 事務局長	
なかじま しげひろ 中嶋 茂博	京都府神社庁 参事	
ふかまち かつえ 深町 加津枝	京都大学大学院准教授	
まえの よしこ 前野 芳子	一般社団法人 京都経済同友会 常任幹事 都市問題研究委員会 副委員長	
むねた よしふみ 宗田 好史	京都府立大学教授	副座長
もんない てるゆき 門内 輝行	大阪芸術大学教授 京都大学名誉教授	座長

(2) 内容

開催時期	検討内容
第 1 回 H28.9.21	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの取組 ● 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に対する市民意見募集等について ● 今後のスケジュール等について ● 景観規制の充実等に向けた検討について ● その他
第 2 回 H28.11.24	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に関する市民意見募集の結果及び「守っていききたい歴史的景観」に関する提案募集の結果等について ● 「歴史的景観の保全に関する取組方針」について ● 景観規制の充実に向けた考え方の整理等について
第 3 回 H28.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の検討について ● 景観への影響が大きい建築計画等に対する対応策について
第 4 回 H29.2.9	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」の検討について
第 5 回 H29.3.24	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）」について